平成２７年（フ）第７６５号
横浜市鶴見区生麦１丁目６番18―805号
破産者　秋山　美貴
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０８号
長野市青木島町青木島乙148番地１　グリーンタウン青木島Ｃ－１
破産者　髙月　光明
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７４号
長野県飯田市羽場町２丁目22番地６　（サープラスⅡサツミ103号）、開始決定時の住所長野県飯田市丸山町２丁目6804番地15
破産者　滝本　穣次
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第４１号
岐阜県加茂郡坂祝町深萱390番地
破産者　佐々木　力
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第５２１号
静岡市葵区池ヶ谷東14番45号、旧住所静岡市清水区馬走815番地の18
破産者　長橋みどり
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２８号
静岡県島田市牛尾1119番地の１
破産者　永井　照代
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５８号
静岡市葵区池ヶ谷東14番45号、旧住所静岡市清水区馬走815番地の18
破産者　長橋　和夫
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１０号
京都市伏見区久我東町６番地29　エクセル久我の杜402、前住所京都市伏見区羽束師鴨川町333番地12
破産者　河井　　大
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８０７号
大阪市北区本庄東３丁目11番５―513号
破産者　大友　仁志
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５４４号
大阪府寝屋川市下神田町33―35　ロータリーマンション萱島西105号室、住民票上の住所大阪府門真市上島町25番５号
破産者　太　　一也
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８４号
大阪府摂津市千里丘東１―10―７－７号室、住民票上の住所大阪府摂津市千里丘東３丁目９番21号　井本文化105号室
破産者　西原秀樹こと　韓　　秀樹
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３３９号
大阪市福島区野田６丁目３番26―916号
破産者　持田みき子
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５６１号
大阪市住吉区大領４丁目12番22―208号
破産者　藤田　　章
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１３号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2232番地の３狭山レークハイツ２号棟605号室、住民票上の住所大阪市住吉区苅田１丁目８番３号　コーポ山優301号
破産者　前田　正治
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２３号
大阪市西区土佐堀２丁目３番13―3002号
破産者　石𠮷　明彦
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９２９号
大阪市此花区伝法５丁目３番41―604号
破産者　香西　一実
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８６号
大阪府茨木市南安威２丁目８番13―306号
破産者　小原　一郎
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１００６号
大阪府豊中市長興寺北３丁目５―24―401スプルースコート緑地、開始決定時大阪府豊中市長興寺北３丁目３番３―301号
破産者　佐野　未久
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１４１号
大阪府豊中市上野西４丁目５番31号
破産者　木島奈由多
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部